（別記３）

雇用就農資金

第１　事業の内容

雇用就農者の確保・育成を推進するため、新規就農者を雇用して研修を行う農業法人等に対する資金の交付及び職員等を次世代の経営者として育成するために国内外の先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して実施する研修への支援を行う。

第２　事業の種類

１　雇用就農促進支援

農業法人等が新規就農者（以下「法人等雇用就農者」という。）を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は新たな農業法人の設立等による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付する。

２　次世代経営者育成派遣研修支援（以下「派遣研修支援」という。）

農業法人等がその職員等（以下「派遣研修生」という。）に対し、国内外の先進的な農業法人又は異業種の法人（以下「派遣受入法人」という。）に派遣（海外に派遣する場合は以下「海外派遣研修」という。）して実施する、次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得するための実践的な研修（OJT研修）に対して支援を行う。

３　被災農業者向け雇用就農促進支援（以下「被災農業者支援」という。）

農業法人等が雇用した被災農業者（以下「被災法人等雇用就農者」という。）に対し、当該農業法人等で技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合、農業法人等に対して資金を交付する。

４　推進事業

１から３までに係る推進事務を行う。

第３　事業の仕組み

国は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

第４　事業対象者の要件等

１　雇用就農促進支援の対象者要件

（１）農業法人等の要件

雇用就農促進支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。

イ　農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（別記２の第２の２の経営開始資金（以下「経営開始資金」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年12月１日付け５経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の２の経営開始支援資金（以下「経営開始支援資金」という。）又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の２の経営開始型（以下「経営開始型」という。）の交付を受けている経営体ではないこと。）。

ウ　法人等雇用就農者に対して十分な指導を行うことのできる指導者（以下「研修指導者」という。）を確保できること。

エ　法人等雇用就農者との間で正規の従業員（以下「正社員」という。）として期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、本事業の支援終了後に独立等することを前提とした法人等雇用就農者に対しては、期間の定めのある雇用契約を締結することができるものとする。

オ　農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りでない。

カ　従業員が６か月間継続勤務し、その６か月間の全労働日の８割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続年数１年ごとに、その日数に１日（３年６か月以後は２日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

キ　以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は支援開始後１年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が６時間を超える場合には45分以上、８時間を超える場合には１時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を確保すること。

ク　以下の項目のいずれか１つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後１年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる、又は支援開始後の決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

（イ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。

（ウ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

（エ）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（「プラチナくるみん」、「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けること。

（オ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けること。

ケ　原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

コ　常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあっては、就業規則を定めていること。

サ　過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記２農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月28日付け２経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記２就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記２雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、１年を経過している場合はこの限りでない。

シ　法人等雇用就農者との間で、原則としてエで締結した雇用契約以前に雇用関係がないこと。

ス　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

セ　法人等雇用就農者の雇用を事由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。

ソ　本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業を実施した農業法人等において、当該事業の法人等雇用就農者又は法人等就業研修生（以下「法人等雇用就農者等」という。）として事業実施年度の５か年度前から前年度までに支援対象となった法人等雇用就農者等（以下「過去に受け入れた法人等雇用就農者等」という。）の数が２人以上の場合であって、原則として農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の１／２以上であること。ただし、法人等雇用就農者等が障がい者、生活困窮者及び刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）である場合、法人等雇用就農者等の死亡、天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた法人等雇用就農者等から除くことができるものとする。

タ　原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。ただし、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着率が高い農業法人等、事業実施主体が別に定める場合は除く。

チ　研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること。

ツ　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

（２）法人等雇用就農者の要件

雇用就農促進支援の対象となる法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　本事業の支援終了後も就農を継続又は新たに農業法人を設立するための研修終了後１年以内に農業法人を設立するなどして独立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。

イ　新たに農業法人等に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者（ただし、本事業の支援終了後に独立等することを前提とした法人等雇用就農者の場合はこの限りでない。）で、採用されてから４か月以上12か月未満の者であること。

ウ　主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事すること。

エ　過去の農業就業期間が短い等により本事業で研修を受けることが必要と認められる者であること。

オ　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

カ　当該農業法人等の代表者の親族（３親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第４項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ　法人等雇用就農者が外国人の場合には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

ク　過去に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業又は国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和６年３月29日付け５畜産第2344号）別表１の１の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（１）人材確保・育成支援の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。

ケ　過去に農業法人等で以下に定める事業で同様の研修を受けていないこと。

（ア）別記２の第２の１の就農準備資金

（イ）農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記１の第２の１の準備型（平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。）

（ウ）新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和２年１月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業

（エ）新規就農者確保加速化対策実施要綱別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業

（オ）新規就農者確保緊急対策実施要綱別記１新規就農促進研修支援事業

（カ）新規就農者確保緊急対策実施要綱別記５就農準備支援事業

（キ）新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１の第２の１の就農準備支援資金

コ　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

２　派遣研修支援の対象者要件

（１）派遣元農業法人等の要件

派遣研修支援の対象となる派遣元農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

イ　原則として本事業での研修終了後１年以内に、派遣研修生を当該農業法人等の役員又は研修成果を活かした部門責任者等経営の中核を担う役職（以下「役員等」という。）に登用することを確約していること。ただし、農業者の場合にあっては、当該経営を移譲すること又は当該経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること。

ウ　過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、１年を経過している場合はこの限りでない。

エ　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

オ　研修の実施について、本事業と重複する国による助成を受けていないこと。

カ　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

（２）派遣研修生の要件

派遣研修支援の対象となる派遣研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　派遣元農業法人等の役員若しくは正社員又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画している者であり、原則55歳未満の者であること。ただし、当該農業法人等の代表者を除く。

イ　本事業での研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う強い意欲を有していること。

ウ　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

エ　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

（３）派遣受入法人の要件

派遣研修支援の対象となる派遣受入法人は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。

イ　派遣研修生に対して研修指導者を確保できること。

ウ　過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、１年を経過している場合はこの限りでない。

（４）派遣研修支援の実施に係る留意事項

ア　派遣研修生は、１派遣元農業法人等につき１人とする（ただし、天災等やむを得ない事情があるときはこの限りでない。）。

イ　派遣研修実施に当たっては、派遣元農業法人等と派遣受入法人等の間において、人材育成を目的とした契約を締結するものとし、契約の内容を記載した書面を２通作成し、派遣元農業法人等と派遣受入法人等の双方において所持すること。

ウ　派遣元農業法人等と派遣受入法人等は、協議の上、原則として、派遣研修生を雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させ、イで締結する契約に明記すること。ただし、海外派遣研修については、原則として、派遣元農業法人等が派遣研修生と雇用関係を継続し、雇用保険に加入させるとともに、派遣元農業法人等と派遣受入法人等は、協議の上、派遣研修生を「労働者災害補償保険の特別加入（海外派遣者用）」又は研修先国における労働者災害補償制度等に加入させ、イで締結する契約に明記すること。

３　被災農業者支援の対象者要件

（１）農業法人等の要件

被災農業者支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

イ　農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、営農再開後の経営発展に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。

ウ　被災法人等雇用就農者に対して研修指導者を確保できること。

エ　被災法人等雇用就農者との間で３か月以上の雇用契約を締結すること。

オ　原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

カ　常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあっては、就業規則を定めていること。

キ　過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、１年を経過している場合はこの限りでない。

ク　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

ケ　被災法人等雇用就農者の雇用を事由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による被災法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。

コ　原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。ただし、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着率が高い農業法人等、事業実施主体が別に定める場合は除く。

サ　研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること。

シ　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

（２）被災法人等雇用就農者の要件

被災農業者支援の対象となる被災法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　人・農地プラン又は地域計画に中心となる経営体として位置づけられた者、位置づけられることが見込まれる者、もしくは、農地中間管理機構から農地を借り受けている者、又はこれらに属する者であること。

イ　研修終了後に営農する意思がある者であること。

ウ　令和６年能登半島地震において被災した者であり、令和６年能登半島地震の発生以降に農業法人等に採用された者であること。

エ　主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事すること。

オ　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力すること。

カ　当該農業法人等の代表者の親族（３親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第４項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ　被災法人等雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

ク　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

４　支援の内容

（１）助成対象期間

ア　雇用就農促進支援

助成対象期間は、３か月以上48か月以内とする。

イ　派遣研修支援

助成対象期間は、３か月以上24か月以内とする。

ウ　被災農業者支援

助成対象期間は、１か月以上24か月以内とする。

（２）助成額

ア　雇用就農促進支援

助成額は、法人等雇用就農者１人当たり、１か月につき原則５万円とする。ただし、法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、１か月につき原則６万２千５百円とする。

また、新たな農業法人の設立のための支援について、24か月目までの助成額は１か月につき原則10万円、25か月目以降の助成額は１か月につき原則５万円とする。ただし、法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、24か月目までの助成額は１か月につき原則11万２千５百円、25か月目以降の助成額は１か月につき原則６万２千５百円とする。

なお、過去に支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分を本事業の対象とする。

イ　派遣研修支援

助成額は、以下の（ア）及び（イ）の経費を対象として、派遣研修生１人当たり１か月につき10万円を上限とする。なお、派遣受入法人が派遣研修生の人件費を負担する場合には、当該負担額を代替職員人件費助成額から控除して総助成額を決定する。

（ア）代替職員人件費

派遣元農業法人等が、派遣研修開始１か月前以降に新たに雇用した職員の人件費（ただし、１人分に限る。）

ただし、本事業により派遣研修生を派遣し、かつ同時期に本事業による派遣研修生を受け入れる場合は、代替職員人件費への助成は対象外とする。

（イ）派遣研修経費

派遣研修の実施による転居に係る費用、住居費及び通勤に係る交通費等（ただし、住居費については、派遣元法人等の負担が増加する場合に限る。）

ウ　被災農業者支援

助成額は、被災法人等雇用就農者１人当たり、１か月につき10万円とする。

第５　農業法人等の手続

１　農業法人等の事業申請書

（１）雇用就農促進支援

雇用就農促進支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、あらかじめ、法人等雇用就農者が独立又は経営継承し、法人を設立するまでの全体の計画を提出するものとする。

ア　農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容・経営状況、経営の将来計画、研修指導者の氏名等、過去の研修受入数、従業員数及び就業規則の有無

イ　法人等雇用就農者の概要

氏名、生年月日、性別、農業法人等の代表者の親族（３親等以内）に該当することの有無、農業経験の有無、農業就業の動機、将来ビジョン、当該経営体での農業就業体験の実績及び社会保険適用の有無

ウ　研修計画

研修期間、習得を目指す技術及び経営ノウハウ並びに具体的な研修内容

エ　雇用労働条件

法人等雇用就農者との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額

オ　定着状況、法人等雇用就農者の離農分にあたる新規就農者の概要及び「働き方改革実行計画」

過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着状況、過去に本事業で採択された法人等雇用就農者の離農分にあたる新規就農者として当該雇用就農者と同様の条件で雇用した者の概要、農業の「働き方改革」の実施状況及びそれらを踏まえた「働き方改革実行計画」等

カ　労働環境を向上させる事項

休憩、休日、有休休暇、労働時間、人材育成・評価の仕組み及び農業の「働き方改革」に資する施設整備の状況

キ　環境負担低減に向けた取組

別紙様式第３号に定める事項

ク　その他必要な事項

当該法人等雇用就農者受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

（２）派遣研修支援

派遣研修支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ア　農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容、経営の将来計画、従業員数、本事業による派遣研修生の受入れの有無及び就業規則の有無

イ　派遣研修生の概要

氏名、生年月日、性別及び役職

ウ　派遣受入法人の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容、研修指導者の役職・氏名、研修の受入実績及び就業規則の有無

エ　派遣研修計画

研修期間（海外派遣研修は、日本時間を基準に記載）、研修の目的、具体的な研修内容及び派遣研修生の研修終了後の役員等への登用計画

オ　雇用労働条件

派遣受入法人との人材育成を目的とした契約の締結日（海外派遣研修は、日本時間を基準に記載）、雇用形態、給与形態及び賃金月額

カ　環境負担低減に向けた取組

　別紙様式第３号に定める事項

キ　その他必要な事項

当該派遣研修生受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律等に違反するトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

（３）被災農業者支援

被災農業者支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ア　農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容・経営状況、経営の将来計画、研修指導者の氏名等、過去の研修受入数、従業員数及び就業規則の有無

イ　被災法人等雇用就農者の概要

氏名、生年月日、性別、農業法人等の代表者の親族（３親等以内）に該当することの有無、農業経験の有無、農業就業の動機、将来ビジョン、当該経営体での農業就業体験の実績及び社会保険適用の有無

ウ　研修計画

研修期間、習得を目指す技術及び経営ノウハウ並びに具体的な研修内容

エ　雇用労働条件

被災法人等雇用就農者との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額

オ　その他必要な事項

過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

２　事業申請書の変更

農業法人等は、事業申請書に事業実施主体が定める事項について著しい変更がある場合には、事業申請書を変更し、事業実施主体に提出するものとする。

３　研修の進捗状況報告

新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、支援開始後２年が経過した時点（支援予定期間が２年以内の場合には、支援開始後１年が経過した時点）で、これまでの研修の進捗状況と今後の法人設立のための研修計画を記載した進捗状況報告書を事業実施主体に提出するものとする。

４　研修の中断・中止

農業法人等は、支援期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となった場合には、速やかに事業実施主体に報告するものとする。

５　助成金の交付申請

農業法人等は、助成金申請額の内訳及び助成金の振込先を記載した助成金交付申請書（兼研修終了報告書）及び研修記録簿を事業実施主体に提出するものとする。なお、研修記録簿は、月ごとの研修内容、研修生（「法人等雇用就農者」、「派遣研修生」及び「被災法人等雇用就農者」をいう。以下同じ。）の所感（疑問、課題等）並びにそれに対する研修指導者の対応及び指導結果等、研修の内容を記録したものとする。

第６　推進事業

１　就業支援活動等

事業実施主体は、本事業推進のため、以下の活動を行うことができる。

（１）農業法人等及び研修生を募集するための広報活動

（２）派遣元農業法人等と派遣受入法人の募集、登録及びマッチング

２　事業申請書の承認等

（１）事業申請書の承認

事業実施主体は、第５の１により提出された事業申請書の審査・選考を行うため、社会保険労務士、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会を設置する。事業推進委員会では事業申請書の審査に当たっての審査基準を定め、事業実施主体は当該基準に従って事業申請書を審査し、適当な事業申請書を承認する。また、審査に当たっては、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着状況、経営状況及び障がい者など就業支援が特に必要と考えられる者など雇用就農の促進・就業定着のために必要と認められる事項を考慮する。

（２）研修の進捗状況の審査

事業実施主体は、第５の３により新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等から提出された進捗状況報告を受け、２年間の研修の実施状況及び３年目以降の支援の必要性を審査する。審査にあたっては事業推進委員会へ意見を諮るものとし、審査の結果、新たな農業法人の設立のための研修が適切に実施できないと判断された場合は、３年目以降の支援を中止する。

（３）審査結果の通知

事業実施主体は、農業法人等に対して審査結果に係る通知書を交付するものとし、その際に事業の実施に係る留意事項を付すものとする。

（４）事業申請書の変更承認

事業実施主体は、第５の２により提出された事業申請書の変更について、（１）に準じて審査、承認するものとする。

（５）研修の中断・中止等の取扱い

ア　事業実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は第５の４により農業法人等から研修の中断若しくは中止が必要となったと報告を受けた場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて農業法人等に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。

（ア）研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

（イ）農業法人等又は研修生に研修の継続の意思がないと認められる場合

（ウ）研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合

（エ）研修生が提出した書類の内容に虚偽があると認められる場合

（オ）農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（３親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合

（カ）その他事業実施主体が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合

イ　事業実施主体は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、農業法人等に対し研修の中断又は中止を決定した日及び研修を中断又は中止した後の措置について記載した研修中止決定書を通知するとともに、これに基づく、所定の手続を行うものとする。

３　研修会等の開催

（１）事業説明会等の開催

事業実施主体は、法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者に対し、事業説明会の開催や就業及び法人設立に関する情報提供等を行う。

（２）指導者養成研修の開催

事業実施主体は、法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者に研修を実施する農業法人等の研修指導者等に対し、適切かつ効果的な研修を行う上で必要な知識を習得させるための指導能力及び雇用管理能力の向上に向けた研修を行う。

（３）派遣研修説明会等の開催

事業実施主体は、派遣元農業法人等、派遣研修生及び派遣受入法人に対し、派遣研修に関する効果的な研修手法や留意点等に関する研修説明会を行う。

（４）事業実施主体は、（１）から（３）までの事業説明会等の実施に当たっては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業経営収入保険、農業共済及びその他の農業関係の保険への積極的な加入を促すなど経営の安定に資する内容を併せて行うものとする。

４　経営継承し、法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

事業実施主体は、第三者へ経営継承し、円滑に法人を設立するための研修を実施する地域において、次に掲げる活動を行う。

（１）企画委員会及びコーディネートチーム

企画委員会は、委員を該当地域の農業関連の事情に詳しいJA、都道府県農業会議、普及指導機関、地方自治体等で構成し、現場で経営継承を支援するコーディネートチームを設けるものとする。

（２）コーディネートチームの活動内容

ア　コーディネートチームは、該当地域の農業関連の事情に詳しいJA、都道府県農業会議、普及指導機関、市町村等で構成する。

イ　コーディネートチームは、研修が円滑に行われるよう、移譲希望者と継承希望者の間の調整を行うこととする。

ウ　コーディネートチームは地域外の学識経験者等を招へいできることとする。

エ　コーディネートチームの活動は、原則として移譲希望者と継承希望者の組合せ決定後から、経営継承に係る合意書の締結又は研修の中止までとする。

５　助成金の支払等

（１）助成金の支払

事業実施主体は、６の研修実施状況の確認並びに第５の５により提出された助成金交付申請書及び研修記録簿により、要件及び農業法人等が実施する研修の実績を確認した上で、助成金を支払うものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金を概算払いすることができる。

（２）助成金の返還等

ア　事業実施主体は、次の場合には、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。なお、助成金の返還を求める場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第１項の規定に準じ、返還額に加算金を賦課するものとする。

（ア）研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

（イ）研修の効果がほとんど認められない場合

（ウ）農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

（エ）派遣研修生を研修終了後１年以内に役員等へ登用しない場合（天災その他やむを得ない事情により派遣研修生の登用が困難となった場合を除く。）

（オ）本要綱、助成金の交付条件及び事業実施主体が定める内規に違反した場合

（カ）虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合

イ　事業実施主体は、農業法人等の申請により、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の一部又は全部を免除することができる。

ウ　事業実施主体は、農業法人等から返還された助成金がある場合には、返還された全額を毎年９月末日までに国に返還するものとする。

６　研修実施状況の確認等

（１）雇用就農促進支援

事業実施主体は、雇用就農促進支援について、支援開始直後から定期的（年度毎に概ね１回）に現地等にて関係書類の確認並びに農業法人等及び法人等雇用就農者に対する聴取により、次に掲げる事項について把握・確認し、必要に応じ農業法人等及び法人等雇用就農者の双方に対して適切な指導・助言並びに両者の調整を行うものとする。また、事業実施主体は、都道府県ごとに相談窓口を設置し、相談内容に応じて専門家を派遣できる体制を整備するものとする。

ア　研修実施状況（現地での研修状況及び研修に関する課題）

イ　雇用実態（雇用契約書、賃金台帳、出勤簿、雇用保険及び労働者災害補償保険の加入を証する書類）

ウ　その他必要な事項

（２）派遣研修支援

事業実施主体は、派遣研修支援について、研修実施状況の確認、代替職員の雇用実態の確認及び指導を（１）に準じて行うものとする（ただし、海外派遣研修の場合、派遣研修生及び派遣受入法人に対する確認及び指導にあっては、現地確認によらず実施することができるものとする。）。

（３）被災農業者支援

事業実施主体は、被災農業者支援について、研修実施状況や営農再開状況の確認及び指導を（１）に準じて行うものとする。

７　定着状況等の調査

（１）事業実施主体は、雇用就農促進支援における法人等雇用就農者の定着、独立の状況及び法人設立の状況を支援開始から５年間、派遣研修支援における派遣研修生の役員等への登用状況を研修終了後２年間並びに被災農業者支援における被災法人等雇用就農者の営農再開状況及び定着状況を支援開始から５年間調査するものとする。

（２）事業実施主体は、（１）の調査等により定着等の状況に関する優良事例を収集・整理し、農業法人等に提供するとともに、農業法人等が当該事例を参考として研修生の定着等に向けた取組を行うように指導するものとする。

８　支援情報の登録

事業実施主体は、事業申請書や助成金交付申請書等の提出があった場合には、雇用就農資金等データベース（以下「データベース」という。）に情報等を登録する。

９　支援情報の共有

（１）事業実施主体は、本事業の支援対象者のフォローアップ等のための情報を集約し、必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

（２）（１）を実施するため、事業実施主体はデータベースを作成し、運用する。

（３）第４の１の（２）のケに定める事業の交付主体から、当該事業で研修を終了した支援対象者のうち、本事業の支援対象となっている法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者について、当該事業での研修修了後の就農状況を確認するために６の確認結果に係る照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。

10　支援情報の照会

　　事業実施主体は、第５の１の（１）で農業法人等から提出のあった事業申請書等に基づき、過去に本事業を活用した法人等雇用就農者等の就農状況について確認を行う場合、必要に応じて以下に定める事業の交付主体等に照会する。

（１）別記１経営発展支援事業及び経営開始資金

（２）新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１就農準備・経営開始支援事業及び別記２初期投資促進事業

（３）新規就農者確保緊急対策実施要綱別記６初期投資促進事業

（４）第４の１の（２）のケの（ア）及び（カ）に定める事業

11　個人情報の取扱い

国、都道府県、市町村、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報について、別紙様式第４号により適切に取り扱うものとする。

　12　その他

事業実施主体は、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、２の（４）及び（５）並びに４から９までの推進事業を実施することができる。

第７　事業実施計画等

１　事業実施に関する内規の作成

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は修正した場合には、経営局長の承認を得るものとする。

２　事業実施計画等の作成

事業実施主体は、雇用就農資金実施計画書（別紙様式第１号。以下「事業計画書」という。）を交付申請書に添付するものとする。

ただし、交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、新規就農者育成総合対策実施要綱第４の２（２）及び（３）により行うこと。

補助金の使途は、別表１に定める補助対象経費のとおりとし、その範囲及び算定方法については別表２に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において区分ⅠからⅡへの流用がある場合には、事業計画書を変更し、変更承認申請時に添付するものとする。

３　実績報告等

（１）事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書（別紙様式第１号）を該当事業年度の翌年度の６月末日までに作成し、経営局長に報告する。

（２）事業実施主体は、支援実施状況、雇用就農促進支援終了後の定着状況、派遣研修支援終了後の役員等への登用状況並びに被災農業者支援終了後の営農再開状況及び定着状況を別紙様式第２号により毎年度経営局長に報告するものとする。

（３）事業実施主体は、雇用就農促進支援について、農業法人等及び法人等雇用就農者を対象としたアンケートを実施することとする。

第８　関係機関との連携

本事業の実施に当たって、事業実施主体、都道府県、市町村等の本事業の関係機関は互いに密接に連携し、支援の対象となった法人等雇用就農者が雇用就農者や農業経営者として定着するまで丁寧にフォローするものとする。また、法人等雇用就農者を含む新規就農者の交流会の開催に努めるものとする。

第９　その他

１　本事業を円滑に実施するため、都道府県段階の担当者を対象とした会議を開催することができるものとする。

２　第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。なお、委託する場合には、あらかじめ経営局長に届け出なければならない。

（別表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 補助率 | 補助対象経費 |
| Ⅰ　雇用就農促進支援、派遣研修支援及び被災農業者支援Ⅱ　推進事業 | 定額 | 第４の４の規定による資金及び対象経費第４の４の（２）に定めるとおり第２の４の規定による推進事務のための経費賃金、専門員等設置費、技能者給、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、その他 |

（別表２）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 範囲及び算定方法 |
| 賃金 | 　事業を実施するために必要となる、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。　賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。　なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。　賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。　また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。 |
| 専門員等設置費 | 　事業を実施するために必要となる、企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。　専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。　なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。　専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。　また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。 |
| 技能者給 | 　事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、支払う実働に応じた対価。　技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。　なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。　また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。 |
| 謝金 | 　事業を実施するために必要となる、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。　謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。　なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。　また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。 |
| 旅費 | 　事業を実施するために必要となる、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。 |
| 消耗品費 | 　事業を実施するために必要となる、原材料、取得価格が５万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。 |
| 印刷製本費 | 　事業を実施するために必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。 |
| 通信運搬費 | 　事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。 |
| 委託費 | 　事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費。 |
| 使用料及び賃借料 | 　事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。 |
| その他 | 　事業を実施するために必要となる、広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費。 |

（注）１　補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

　　　２　謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

（別紙様式第１号）

令和　年度　雇用就農資金実施計画（実績報告）書

番　　　　　号

年　　月　　日

 農林水産省経営局長　殿

所　在　地

事業実施主体名

　新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号）別記３の第７の２（実績報告書の場合は第７の３）の規定に基づき、下記のとおり雇用就農資金実施計画（実績報告）書を提出する。

記

１　事業実施方針

|  |
| --- |
|  |

２　事業の実施

（１）雇用就農促進支援の実施（新法人設立のための支援を除く。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業法人等（予定）数　うち新規採択　うち継続 | 　　　事業体　　　事業体　　　　事業体 | 法人等雇用就農者（予定）数　うち新規採択　うち継続 |  　人　　　　人　　　　人 |
| （支援の概要） |

　（２）雇用就農促進支援のうち新法人設立のための支援の実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業法人等（予定）数　うち新規採択　うち継続 | 　　　　事業体　　　　事業体　　　　事業体 | 法人等雇用就農者（予定）数　うち新規採択　うち継続 |  　人　　　　人　　　　人 |
| （支援の概要） |

　（３）次世代経営者育成派遣研修支援の実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業法人等（予定）数　うち新規採択　うち継続 | 　　　　事業体　　　　事業体　　　　事業体 | 派遣研修生（予定）数　うち新規採択　うち継続 |  　人　　　　人　　　　人 |
| （支援の概要） |

（４）被災農業者支援の実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業法人等（予定）数　うち新規採択　うち継続 | 　　　事業体　　　事業体　　　事業体 | 被災法人等雇用就農者（予定）数　うち新規採択　うち継続 |  　人人人 |
| （支援の概要） |

３　事業推進委員会の設置

（１）委員の構成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委員氏名 | 現　　　　　職 | 備　　　　考 |
|  |  |  |

　（２）委員会の開催

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催時期 | 開催場所 | 内　　容 | 出席人数 | 備　　考 |
|  |  |  | 人 |  |

４　就業支援活動等　※開催する場合は記載すること。

|  |
| --- |
| （就業支援活動の内容） |

５　研修会等の開催

　（１）事業説明会等の開催

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催地区 | 開催時期 | 開催回数 | 内　　容 | 参加人数 |
|  |  | 回 |  | 人 |

　（２）事業説明会等の内容

|  |
| --- |
|  |

（３）指導者養成研修の開催

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催地区 | 開催時期 | 開催回数 | 内　　容 | 参加人数 |
|  |  | 回 |  | 人 |

（４）指導者養成研修の内容

|  |
| --- |
|  |

６　研修実施状況の確認等

|  |
| --- |
| （確認等の実施内容） |

７　経営継承し、法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

　（１）コーディネートチームの設置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置地域 | 構成機関 | コーディネーター数 | 備考 |
|  |  | 人 |  |

　（２）コーディネートチーム活動の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 活動回数 | 主な活動 |
| 回 |  |

８　担当者会議の開催　※開催する場合は記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催場所 | 開催時期 | 会議の概要 | 参加者数 |
|  |  |  | 人 |

９　収入

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　目 | 金　　　　　　　　額 |
| 　１　本年度補助金交付額 |  |
| 　２　その他収入額 |  |
| 合　　　　　　　計 |  |

10　支出

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 金　　　　　　　　額 |
| 　１　雇用就農促進支援、派遣研修支援及び被災農業者支援 |  |
| 　２　推進事業 |  |
| 合　　　　　　　計 |  |

（別紙様式第３号）

環境負荷低減に向けた取組について

第１　取組の趣旨

令和３年５月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和５年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和９年度の本格実施に向けて、「令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第２　環境負荷低減チェックシートの提出

１　本事業に取り組む農業法人等は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」（参考様式①及び②。以下「チェックシート」という。）の項目について、事業の実施に当たって取り組むものとする。

２　農業法人等は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出する。

第３　主な環境関係法令の遵守

農業法人等は、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、別表に定める環境関係法令を遵守するものとする。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 環境負担低減に向けた取組 | 該当する環境関連法令 |
| 適正な施肥 | ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）　等 |
| 適正な防除 | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）・植物防疫法（昭和25年法律第151号）　等 |
| エネルギーの節減 | ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）　等 |
| 悪臭及び害虫の発生防止 | ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）　等 |
| 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法 律第112号）・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）　等 |
| 生物多様性への悪影響の防止 | ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 （平成15年法律第97号）・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）　等 |
| 環境関係法令の遵守等 | ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・環境影響評価法（平成９年法律第81号）・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）・土地改良法（昭和24年法律第195号）　等 |

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）**

参考様式①

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 申請時(します) | **（１）適正な施肥** |  |  | 申請時(します) | **（４）悪臭及び害虫の発生防止** |
| ① | □ | 肥料の適正な保管 |  | ⑫ | □ | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |
| ② | □ | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める |  |  | 申請時(します) | **（５）廃棄物の発生抑制、****適正な循環的な利用及び適正な処分** |
| ③ | □ | 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 |  |
| ④ | □ | 肥料の適正な保管 |  | ⑬ | □ | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
|  | 申請時(します) | **（２）適正な防除** |  |  | 申請時(します) | **（６）生物多様性への悪影響の防止** |
| ⑤ | □ | 農薬の適正な使用・保管 |  | ⑭ | □ | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲） |
| ⑥ | □ | 農薬の使用状況等の記録・保存 |  |
| ⑦ | □ | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める |  | ⑮ | □ | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲） |
| ⑧ | □ | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 |  |  | 申請時(します) | **（７）環境関係法令の遵守等** |
| ⑨ | □ | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 |  | ⑯ | □ | みどりの食料システム戦略の理解 |
|  | 申請時(します) | **（３）エネルギーの節減** |  | ⑰ | □ | 関係法令の遵守 |
| ⑩ | □ | 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める |  | ⑱ | □ | 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める |
| ⑪ | □ | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める |  | ⑲ | □ | 正しい知識に基づく作業安全に努める |

注　※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）**

参考様式②

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 申請時(します) | **（１）適正な施肥** |  |  | 申請時(します) | **（５）廃棄物の発生抑制、****適正な循環的な利用及び適正な処分** |
| ① | □ | **※飼料生産の調達を行う場合（該当しない** □**）**肥料の適正な保管 |  | ⑨ | □ | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
| ② | □ | **※飼料生産の調達を行う場合（該当しない** □**）**肥料の使用状況等の記録・保存に努める |  |  | 申請時(します) | **（６）生物多様性への悪影響の防止** |
|  | 申請時(します) | **（２）適正な防除** |  | ⑩ | □ | **※特定事業場である場合（該当しない □）**排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守資源の再利用を検討 |
| ③ | □ | **※飼料生産の調達を行う場合（該当しない** □**）**農薬の適正な使用・保管 |  |  | 申請時(します) | **（７）環境関係法令の遵守等** |
| ④ | □ | **※飼料生産の調達を行う場合（該当しない** □**）**農薬の使用状況等の記録・保存 |  | ⑪ | □ | みどりの食料システム戦略の理解 |
| ⑤ | □ | **※飼料生産の調達を行う場合（該当しない** □**）**病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 |  | ⑫ | □ | 関係法令の遵守 |
|  | 申請時(します) | **（３）エネルギーの節減** |  | ⑬ | □ | GAP・HACCPについて可能な取組から実践 |
| ⑥ | □ | 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める |  | ⑭ | □ | アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している |
|  | 申請時(します) | **（４）悪臭及び害虫の発生防止** |  | ⑮ | □ | 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める |
| ⑦ | □ | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |  | ⑯ | □ | 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| ⑧ | □ | **※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない □)**家畜排せつ物の管理基準の遵守 |  |  |  |  |

注　※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

（別紙様式第４号）

雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて

第１　本事業における個人情報

　本事業において作成し、データベースに登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づき、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

　また、第２に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第２　本人に同意を得る内容

　個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付）。

１　事業実施主体、事業実施主体から業務の一部の委託を受けた者、各都道府県、市町村等の関係機関で研修生の情報を共有することにより、研修生が定着又は新たな農業法人を設立するまでの丁寧なフォローアップ活動に利用すること。

２　上記の関係機関が研修状況の確認並びに重複及び虚偽申請の確認のために利用すること。

３ 国が研修実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。

４　個人情報保護法第16条第８項に規定する学術研究機関等が、学術研究目的で利用すること。

５　１から４までを実施するため、事業実施主体が農業法人等から提出される申請書類等の記載事項を、データベースに登録すること。

６　１から５までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第３　同意を得る例

　個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

１　雇用就農資金の申請者が事業申請書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。

２　雇用就農資金の申請者が事業申請書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて提出してもらう。

３　「個人情報の取扱い（例）」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

（別紙）

個人情報の取扱い（例）

　以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて　事業実施主体は、雇用就農資金の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。　また、事業実施主体は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告、学術研究等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関（注） | 　国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合、学術研究機関等（※　その他追加する機関があれば明確にすること） |

 |

|  |
| --- |
| 　個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　 （法人・組織名） 　　　　　　　　　氏名（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　 （法人・組織名） 　　　　　　　　　氏名（研修生名）　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　 （法人・組織名） 　　　　　　　　　氏名（研修指導者名）　　　　　　　　　　　　　　　 |